

報道関係者各位

令和4年6月6日

## 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給誤りについて

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給について、給付対象ではない世帯への誤支給が判明しましたので、お知らせいたします。なお、相手方には直接お会いし、経過説明及び謝罪を行ったうえ、6月3日に全額返金いただきました。

### 1. 内容

課税基準以上の収入があった外国人のうち、租税条約に基づき住民税免除(非課税扱い)とされている者については、本来、本給付金の支給対象外であるが、給付金の対象として処理し、1世帯に対し、本給付金 100,000 円を誤支給したものと

#### ※租税条約による課税免除

相手国との二国間の租税条約の締結により、日本国内に居住する外国人について、相手国と日本国の双方で課税することのないよう、日本国において課税を免除する制度

### 2. 相手方

外国籍の本市在住者

### 3. 原因

支給対象者の抽出作業において、租税条約による課税免除該当者の審査をせずに、支給要件確認書を送付したため

### 4. 経過

- ・令和4年1月17日(月) 非課税世帯約 10,500 世帯に対し、支給要件確認書を送付
- ・令和4年1月21日(金) 当該相手方から、オンラインにて市に申請
- ・令和4年1月28日(金) 申請に基づき、給付金 100,000 円を振り込み
- ・令和4年5月30日(月) 他自治体での同様の誤支給が発生したことを受け、租税条約に基づく課税免除の対象である4世帯について再調査したところ、1世帯への誤支給が判明
- ・令和4年5月31日(火) 当該対象世帯を訪問、経過説明及び謝罪を行ったうえで全額返金する旨の意思を確認
- ・令和4年6月 3日(金) 給付金相当額 100,000 円の返金を受領

### 5. 再調査の概要

5月30日に実施した4世帯に対する再調査により、それぞれの収入を審査したところ、3世帯は本市の課税基準未満の収入であり、給付金の対象であったが、1世帯は本市の課税基準以上の収入であったため、誤支給であることが判明したものと

### 6. 再発防止策

支給対象者の抽出作業等に当たり、制度の確認、ダブルチェック等を徹底いたします。

#### 【お問い合わせ先】

舞鶴市福祉企画課(担当:松本諭一)

TEL:0773-66-1011、FAX:0773-62-7957

E-mail:f-kikaku@city.maizuru.lg.jp